

徳島県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海面関係

定置漁業

- 一 公示番号 定第一号
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 定置漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十月二十日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置
4 漁場の区域

基点定第一号 海部郡美波町伊座利沖合

イ 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点定第一号 海部郡美波町伊座利東鼻に標示した標識

ロ 基点定第一号から百五十三度、千三百七十五メートルの点

ハ 基点定第一号から百八十一度三十分、千六百七十五メートルの点

- 1 漁業の種類 定置漁業
2 漁業の名称及び漁業時期
3 漁場の位置
4 漁場の区域

- 1 制限又は条件 なし
2 地元地区 海部郡美波町伊座利

- 3 漁場の位置
4 漁場の区域

海部郡海陽町鞆浦 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 海部郡海陽町鞆浦通称手倉東鼻の東端に標示した標識

ロ 基点定第三号から三十七度五十分、九百七十メートルの点

ハ 基点定第三号から七十四度五十分、二千四百メートルの点

ニ 基点定第三号から七十三度十分、三百九十メートルの点

- 3 制限又は条件 なし
4 地元地区 海部郡海陽町鞆浦

- （以上各免許に共通する事項）
一 免許予定期日 平成三十年九月一日
二 申請期間 平成三十年六月一日から同月三十日まで
三 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

区画漁業

- 一 公示番号 区第一号
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置
4 漁場の区域

基点区第二号の二 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝朧の尾

ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東崖重視線上千八百五十メートルの点

ハ 基点区第二号の二と香川県龍王山東崖重視線上千八百五十メートルの点

ニ 基点区第二号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点

基点区第二号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識

ハ 基点区第二号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点

ニ 基点区第二号から〇度、五百五十メートルの点

漁業の名称

漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十一月一日から七月二十日まで

基点区第二号の一 鳴門市北灘町大須字長浜五六番の一に標示した標識
本 イから基点区第二号の一見通し線上五百メートルの点

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市北灘町

一 公示番号 区第二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第三号 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点
イ 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点
ロ 基点区第三号から三百五十四度三十分、二千メートルの点
ハ 基点区第三号から三百五十四度三十分、一千六百メートルの点

三 制限又は条件
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。
4 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合
5 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第三号 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点
イ 基点区第三号から三百五十四度三十分、二千メートルの点
ロ 基点区第三号から三百五十四度三十分、一千六百メートルの点
ハ 基点区第三号から三百五十四度三十分、五百メートルの点

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

四 地元地区

鳴門市北灘町

一 公示番号 区第五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第五号 基点区第五号から三百二十一度四十六分、千四百九メートルの点
イ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、八百メートルの点
ロ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、五百メートルの点
ハ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、三百メートルの点

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

四 地元地区

鳴門市北灘町

一 公示番号 区第六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第三号 基点区第三号から十二度、千六百メートルの点
イ 基点区第三号から三十八度、三千四百五十メートルの点
ロ 基点区第三号から四十一度三十分、二千七百二十メートルの点
ハ 基点区第三号から三十八度、三千四百五十メートルの点
イ 基点区第三号から三十八度、三千四百五十メートルの点
ロ 基点区第三号から三十八度、三千四百五十メートルの点
ハ 基点区第三号から三十八度、三千四百五十メートルの点

三 制限又は条件
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

3 漁場の位置 鳴門市北灘町鳥ヶ丸沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第五号 鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識

イ 基点区第五号から一度四十四分、六百九十七メートルの点

ロ 基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠

ハ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千百七十メートルの点

基点区第六号の一から三百四十四度四十六分、四百九十九メートルの点

基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千百七十七メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

一 公示番号 区第七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町宿毛谷沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第六号の一 鳴門市北灘町宿毛谷一番の三暗渠

ハ 基点区第六号の一から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点

ロ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千百七十七メートルの点

基点区第十号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

ハ 基点区第十号から二十六度五十八分、千二百四十四メートルの点

イ 基点区第十号から二十六度、四百五十メートルの点

ロ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

1 公示番号 区第九号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部

ロ 基点区第十一号の一から十九度五十三分、千百三十九メートルの点

ハ 基点区第十五号 鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

基点区第十五号から九度十分、千八百一メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

1 公示番号 区第十号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部

ロ 基点区第十一号の一から十九度五十三分、千百三十九メートルの点

ハ 基点区第十五号 鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十一号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

三 漁場の位置 鳴門市北灘町粟田沖合
四 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十六号 鳴門市北灘町粟田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識

ロ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点

ハ 基点区第十六号から一度四十五分、二千八十八メートルの点

基点区第十九号の一 鳴門市北灘町、瀬戸町界

ハ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、二千三百五十五メートルの点

二 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点

点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十二号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

4 3 漁場の位置 鳴門市北灘町粟田沖合 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の一の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

イ 基点区第十六号 鳴門市北灘町粟田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識
ロ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
ハ 基点区第十六号から十八度十五分、三百十九メートルの点
ホ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点

二 基点区第十九号の一 鳴門市北灘町、瀬戸町界
ホ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
イ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
ロ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
ハ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
ホ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十四号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊沖合
四 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二十四号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称鳥帽子の鼻に標示した標識

ロ 基点区第二十四号から二百六十五度、五百九十一メートルの点

ハ 基点区第二十四号から一百九十一度、八百七十メートルの点

ニ 基点区第二十四号から二百六十五度、五百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊及び堂浦

- 一 公示番号 区第十五号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十一月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦字日出沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字日出四一番導流堤基部

イ 基点区第二十二号から鳴門市瀬戸町北泊字小海二八六番導流堤基部見通し線上百八十メートルの点

ロ 基点区第二十二号から鳴門市瀬戸町北泊字小海二八六番導流堤基部見通し線上百三十メートルの点

ハ 基点区第二十三号の二から二百二十七度、百三十五メートルの点

二 基点区第二十三号の二から二百二十一度三十分、二百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第十六号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称
魚類小割り式養殖業
(くるまぐろ養殖業を除く。)

一月一日から十一月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十一月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十一月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十四号 鳴門市瀬戸町北泊通称鳥帽子の鼻に標示した標識

イ 基点区第二十四号から二百二十二度三十分、二百七十メートルの点

ロ 基点区第二十四号から二百六十四度三十分、百八十メートルの点

ハ 基点区第二十四号から二百九十五度、二百二十メートルの点

二 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第十八号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称
わかれ養殖業

十月一日から五月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかれ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊地先
4 漁場の区域 次の基点区第三十一号、イ、ロ及び基点区第三十二号の各点を順次に結ぶ
　　結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第三十一号 鳴門市瀬戸町北泊三番に標示した標識
イ 基点区第三十二号 鳴門市瀬戸町小島田字上戸に標示した標識
ロ 基点区第三十二号から二百五十三度、十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
　　できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 1 公示番号 区第二十三号
2 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
4 漁場の区域 次の基点区第三十三号、イ及び基点区第三十四号の各点を順次に結ぶ
　　だ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第三十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二三五番の一〇に標示した標識
イ 基点区第三十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二三五番の一〇に標示した標識
ロ 基点区第三十三号から南へ道路沿いに百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
　　できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 1 公示番号 区第二十四号
2 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先

4 漁場の区域 次の基点区第三十四号、イ及び基点区第三十五号の各点を順次に結ぶ
　　だ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第三十四号 基点区第三十三号から六十度、四十メートルの点
イ 基点区第三十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二〇一番に標示した標識
ロ 基点区第三十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二〇一番に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
　　できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 1 公示番号 区第二十五号
2 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
4 漁場の区域 次の基点区第三十八号及び基点区第三十九号を結んだ直線と最大高潮

基点区第三十八号 鳴門市瀬戸町小島田字船隱一番に標示した標識
イ 基点区第三十九号 鳴門市瀬戸町小島田字船隱七六番の二に標示した標識
ロ 基点区第三十九号 鳴門市瀬戸町小島田字船隱七六番の二に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
　　できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 1 公示番号 区第二十六号
2 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
4 漁場の区域 次の基点区第三十六号及び基点区第三十七号を結んだ直線と最大高潮

基点区第三十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二七番の三島田渡船場突堤基部から
南海岸線上五十メートルの点に標示した標識

基点区第三十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二一番小鳴門公園門前突堤突端

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第二十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

4 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先

4 漁場の区域 次の基点区第四十号及び基点区第四十一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点区第四十号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称しようじの鼻

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第二十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

4 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先

4 漁場の区域 次の基点区第四十二号、イ、ロ及び基点区第四十三号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点区第四十二号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

イ 基点区第四十二号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

ロ 基点区第四十二号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

基点区第四十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻に標示した標識

基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

ロ 基点区第四十三号から基点区第四十六号見通し線上五十メートルの点に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第二十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

4 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先

4 漁場の区域 次の基点区第四十六号、イ、ロ及び基点区第四十七号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

イ 基点区第四十六号から基点区第五十四号見通し線上三十メートルの点に標示した標識

ロ 基点区第四十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱九六番の二の一に標示した標識

基点区第五十五号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外三番に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

4 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

4 漁場の区域 次の基点区第五十号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第五十一号の各点を順次に

基点区第四十二号 鳴門市瀬戸町堂浦阿波井神社西灯籠

イ 基点区第四十二号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

ロ 基点区第四十二号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十四号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
4 漁場の区域 次の基点区第五十三号の一、イ、ロ及び基点区第五十三号の二の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
イ 基点区第五十三号の一 鳴門市瀬戸町明神字楠谷四〇番地先に標示した標識
イ 基点区第五十三号の一から三十度、五十メートルの点
口 基点区第五十三号の一 鳴門市瀬戸町明神字式軒家三三番の北角に標示した標識
口 基点区第五十三号の二から三十度、八十メートルの点
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十五号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
4 漁場の区域 次の基点区第五十三号の三、イ、ロ及び基点区第五十三号の四の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
イ 基点区第五十三号の三 鳴門市瀬戸町明神字式軒家三番の一北角に標示した標識
イ 基点区第五十三号の四 鳴門市撫養町黒崎字磯住吉神社北角
口 基点区第五十三号の四から三十度、六十メートルの点
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十七号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
4 漁場の区域 次の基点区第五十四号の一、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリの各点を順次に結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点区第五十四号の一 鳴門市瀬戸町高島字竹島番外五番に標示した標識
基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識
イ 基点区第五十四号から基点区第四十六号見通し線上百三十メートルの点
基点区第五十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老九六番の二の一に標示した標識
基点区第四十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老九六番に標示した標識
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

口 基点区第五十五号から基点区第四十七号見通し線上百メートルの点

基点区第五十六号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外二番に標示した標識

基点区第五十号 鳴門市瀬戸町明神字上本城番外七番に標示した標識

ハ 基点区第五十六号から基点区第五十号見通し線上百メートルの点

基点区第五十七号 鳴門市瀬戸町明神字丸山番外三番に標示した標識

ニ 基点区第五十七号から基点区第五十一号見通し線上百メートルの点

基点区第五十八号 鳴門市鳴門町高島字浜中に標示した標識

基点区第五十二号 鳴門市瀬戸町明神字浜外五番に標示した標識

ホ 基点区第五十八号から基点区第五十二号見通し線上百メートルの点

基点区第五十八号の二 鳴門市瀬戸町高島字南番外六番南角

ヘ 基点区第五十八号の二から二百二十二度、五十メートルの点

ト 基点区第五十九号 鳴門市瀬戸町高島字南番外四番の一に標示した標識

基点区第九十六号 鳴門市瀬戸町高島字山路番外一番の二に標示した標識

リ 基点区第九十六号から護岸上西へ三十メートルの点

チ リから百八十八度、百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

4 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

イ 漁場の区域 次の基点区第二十八号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第六十五号及び基点区第六十四号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時にによって囲まれた区域

基点区第二十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻

基点区第六十一号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻

ロ 基点区第六十一号から六十四度三十分、二百メートルの点

ハ 基点区第六十二号 鳴門市瀬戸町室通称番屋の鼻

基点区第六十二号から兵庫県南あわじ市門崎見通し線上二百メートル

の点

基点区第六十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻

基点区第六十号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識

基点区第六十五号 鳴門市瀬戸町、瀬戸町界通称堀越中央

基点区第六十四号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端

基点区第六十三号から基点区第六十号の一見通し線上三百メートルの点

基点区第六十号見通し線上百メートルの点

基点区第五十五号から基点区第四十七号見通し線上百メートルの点

基点区第五十六号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外二番に標示した標識

基点区第五十号 鳴門市瀬戸町明神字上本城番外七番に標示した標識

ハ 基点区第五十六号から基点区第五十号見通し線上百メートルの点

基点区第五十七号 鳴門市瀬戸町明神字丸山番外三番に標示した標識

ニ 基点区第五十七号から基点区第五十一号見通し線上百メートルの点

基点区第五十八号 鳴門市鳴門町高島字浜中に標示した標識

基点区第五十二号 鳴門市瀬戸町明神字浜外五番に標示した標識

ホ 基点区第五十八号から基点区第五十二号見通し線上百メートルの点

基点区第五十八号の二 鳴門市瀬戸町高島字南番外六番南角

ヘ 基点区第五十八号の二から二百二十二度、五十メートルの点

ト 基点区第五十九号 鳴門市瀬戸町高島字南番外四番の一に標示した標識

基点区第九十六号 鳴門市瀬戸町高島字山路番外一番の二に標示した標識

リ 基点区第九十六号から護岸上西へ三十メートルの点

チ リから百八十八度、百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

4 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第六十六号及び基点区第六十七号を結んだ直線と最大高潮時にによって囲まれた区域

基点区第六十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井七五番通称細谷の鼻

基点区第六十七号 鳴門市瀬戸町堂浦通称いせこの山の鼻

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

一 公示番号 区第四十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十一月三十一日まで

4 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲ま

れた区域

基点区第六十七号の一 鳴門市瀬戸町堂浦通称撫佐の鼻南端

基点区第六十七号の「から三百三十四度、三百二十メートルの北

二八
基点区第六十七号の一から三百三度、百七十九メートルの点
基点区第六十七号の一から三百十度、百二十メートルの点

二 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

104

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十一月三十一日まで

4 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲ま

れた区域

基点区第六十七号の一 鳴門市瀬戸町堂浦通称撫佐の鼻南端

イ
基点区第六十七号の一から一百七十三度、百六十メートルの点

口
基点区第六十七号の一から二百八十度、三百メートルの点

基点区第六十七号の一から二百四十五度、四百五十メートルの点

基点図第六十七号の一から一百一十九度三十分、三百八十メートルの

卷之二十一

希望又活条件

四 地五地区

明月山房

一
公示番号
区第四十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区

2 漁業の名稱及び漁業時期

卷之三

卷之三

漁業の名称		漁業時期	月一日から十一月三十一日まで
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)			
3 漁場の位置	鳴門市ウチノ海		
4 漁場の区域	次の基点区第七十四号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第七十六号及び基点区第七十五号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とにて囲まれた区域		
基点区第七十三号	鳴門市瀬戸町小島田字馬越通称馬越えの鼻に標示した標識		
基点区第六十九号の二	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ヤケ谷の鼻に標示した標識		
イ	基点区第七十三号から基点区第六十九号の二見通し線上二百メートルの点		
ロ	基点区第七十三号から百三十度、四百メートルの点		
基点区第七十四号	鳴門市瀬戸町浦字阿波井通称いかだ磯の鼻に標示した標識		
基点区第七十七号の一	鳴門市鳴門町高島字中島長崎山通称みてぐらの鼻に標示した標識		
ハ	基点区第七十四号から基点区第七十七号の一見通し線上百二十五メートルの点		
基点区第七十六号	鳴門市瀬戸町浦字阿波井七二番の七に標示した標識		
基点区第七十八号	鳴門市鳴門町高島字山路長崎山に標示した標識		
二	基点区第七十六号から基点区第七十八号見通し線上百二十五メートルの点		
基点区第七十五号	鳴門市瀬戸町浦字阿波井七五番に標示した標識		
制限又は条件	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。		
地元地区	鳴門市瀬戸町堂浦		
公示番号	区第四十三号		
免許の内容たるべき事項	第一種区画漁業		
1 漁業の種類			
2 漁業の名称及び漁業時期			
漁業の名称	漁業時期		
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十一月三十一日まで		

れた区域
基点区第六十八号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五三番通称ヨタイ谷の鼻に標示し
た標識

一 公示番号 区第四十五号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

基点区第六十八号から三百三十度、二百二十メートルの点
基点区第六十八号から三百四十五度、百三十メートルの点
基点区第六十九号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二四七番通称ウノ鼻に標示した
標識

ハ 基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上三百三十メートルの点
十メートルの点
基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上三百三十メートルの点

二 基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上三百三十メートルの点
十メートルの点
基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上三百三十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

一 公示番号 区第四十四号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第八十号、イ、ロ、ハ及び基点区第七十八号の各点を順次
に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第八十号 鳴門市鳴門町高島字山路一八番に標示した標識

基点区第七十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井七二番の七に標示した標識

基点区第七十六号見通し線上二百五十メートルの点

標識

基点区第七十七号の二、イ、ロ及び基点区第七十七号の四の各点

を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第七十七号の二 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山に標示した標識

基点区第六十九号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二四七番通称ウノ鼻に標示した

標識

基点区第七十七号の二から基点区第六十九号の一見通し線上二百メー

トルの点
基点区第七十七号の三 鳴門市鳴門町高島字中島通称二十貫の鼻に標示した標識

基点区第七十七号の四 基点区第七十七号の三から百十度、二二十メートルの点に標示
した標識

口 基点区第七十七号の四から二十五度三十分、二百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

一 公示番号 区第四十六号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第六十八号との点を結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによ
つて囲まれた区域

基点区第六十八号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五三番通称ヨタイ谷の鼻に標示し
た標識

イ 基点区第六十八号から十六度の直線と最大高潮時海岸線との交点

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門町

4 3 漁場の位置

鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先

次の基点区第八十八号の五、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第八十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

一 公示番号 区第四十七号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域

次の基点区第七十二号の三、イ、ロ、ハ及び基点区第六十九号の五の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

6 漁場の区域

次の基点区第七十二号の三、イ、ロ、ハ及び基点区第六十九号の五の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

7 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

8 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

9 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

10 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

11 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

12 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

13 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

14 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

15 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

16 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

17 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

18 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

19 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

20 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

21 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

22 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

23 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

24 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

25 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

26 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

27 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

28 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

29 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

30 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

31 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

32 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

33 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

34 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

35 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

36 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

37 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

38 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

39 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

40 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

41 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

42 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

43 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

44 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

45 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

46 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

47 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

48 漁場の位置

鳴門市ウチノ海

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門町

4 3 漁場の位置

鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先

次の基点区第八十八号の五、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第八十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

一 公示番号 区第四十九号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

1 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

2 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

3 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

4 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

5 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

6 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

7 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

8 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

9 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

10 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

11 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

12 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

13 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

14 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

15 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

16 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

17 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

18 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

19 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

20 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

21 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

22 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

23 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

24 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

25 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

26 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

27 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

28 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

29 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

30 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

31 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

32 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

33 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

34 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

35 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

36 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

37 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

38 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

39 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

40 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

41 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

42 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

43 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

44 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

45 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

46 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

47 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

48 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

49 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

50 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

51 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

52 基点区第八十九号

鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻

一 公示番号 区第四十九号

二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

三 制限又は条件

一 公示番号 区第五十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先

4 漁場の区域 次の基点区第九十号の一、イ、ロ及び基点区第九十二号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第九十号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識

基点区第六十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻

基点区第九十号の一から基点区第六十三号見通し線上二百メートルの点

基点区第九十一号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七四番の二通称御膳石

口 基点区第九十一号から三百五十四度三十分、百メートルの点

基点区第九十二号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一通称孫崎の鼻

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市鳴門町

一 公示番号 区第五十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦地先

4 漁場の区域 次の基点区第九十二号、基点区第九十三号、イ及び基点区第九十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

区域

基点区第九十二号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一通称孫崎の鼻

基点区第九十三号 鳴門市鳴門町裸島東北端

基点区第九十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識

イ 基点区第九十四号から九十九度三十分、六百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市鳴門町

一 公示番号 区第五十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先

4 漁場の区域 次の基点区第九十四号、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第九十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識

イ 基点区第九十四号から九十九度三十分、六百メートルの点

基点区第九十五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端に標示した標識

基点区第九十五号の一 基点区第九十五号から二百度、百メートルの点

ロ 基点区第九十五号の一から百十二度五分、八百九十九メートルの点

ハ ハ 口から二百七十二度五分の直線と最大高潮時海岸線との交点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市鳴門町

一 公示番号 区第五十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町三ツ石地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

区域

基点区第九十六号 鳴門市鳴門町高島字山路番外一番の二に標示した標識

イ 基点区第九十六号から百四十八度三十分 百五十四メートルの点

ロ 基点区第九十六号から百二十二度、四百三十三メートルの点

ハ 基点区第九十六号から百三十三度三十分、四百五十五メートルの点

三 制限又は条件

基点区第九十六号から百六十三度三十分、二百八メートルの点
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市鳴門町

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

一 公示番号 区第五十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置

鳴門市鳴門町土佐泊及び三ツ石地先

4 漁場の区域

次の基点区第百五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点区第九十八号の一を順次に結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

5 漁場の区域

基点区第百五号から鳴門市撫養町大桑島字江岩浜五〇番水門中央見通し線上五十メートルの点

基点区第九十八号の一 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識

ロ 基点区第九十八号の二百三度、七十五メートルの点

基点区第九十八号 鳴門市鳴門町土佐泊二五番通称大串の鼻に標示した標識

ハ 基点区第九十八号から鳴門市撫養町大桑島字江岩浜五〇番水門中央見通し線上五十メートルの点

基点区第九十八号の二 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識

イ 基点区第九十八号から二百六十一度三十分、三百四十一メートルの点

ニ 基点区第九十八号から二百六十一度三十分、二百八十八メートルの点

ホ 基点区第九十八号から二百六十八度三十分、二百八十八メートルの点

ヘ 基点区第九十八号から基点区第五十三号の六 鳴門市撫養町黒崎字松島番外七番に標示した標識

トルの点
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市鳴門町

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

一 公示番号 区第五十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置

鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置

鳴門市鳴門町鍋島冲合

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置

鳴門市鳴門町鍋島北端中央小鳴門橋中央橋台

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置

鳴門市鳴門町鍋島南端中央小鳴門橋中央橋台

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

一 公示番号 区第五十五号

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市鳴門町

ハ 基点区第百八号の一から九十一度、百二十メートルの点
基点区第百八号の一から百八度、八十メートルの点

一 公示番号 区第五十七号

二 免許の内容たるべき事項
藻類養殖業

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市鳴門町鍋島沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第百三号 鳴門市鳴門町鍋島北端中央小鳴門橋中央橋台
ロ 基点区第百三号から九十四度三十分、九十一メートルの点
ハ 基点区第百四号 鳴門市鳴門町鍋島南端中央小鳴門橋中央橋台

二 制限又は条件 基点区第百四号から百二十六度、二百四十メートルの点
三 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市鳴門町

一 公示番号 区第五十八号

二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

わかれ養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から十一月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市撫養町岡崎地先
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点区第百八号の一から三百三十五度、百五十メートルの点
ロ 基点区第百八号の一から十一度、百二十メートルの点

ハ 基点区第百八号の一から九十一度、百二十メートルの点
基点区第百八号の一から百八度、八十メートルの点
できる標識を設置しなければならない。

一 公示番号 区第五十九号

二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市里浦町地先
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八直線によって囲まれた区域

イ 基点区第百八号の一から三百三十五度、百五十メートルの点
ロ 基点区第百十号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番大磯崎から海岸線南へ二百メートル

ハ 基点区第百八号の一から九十一度、百二十メートルの点
基点区第百八号の一から百八度、八十メートルの点
できる標識を設置しなければならない。

一 公示番号 区第六十号

二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市里浦町地先
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八直線によって囲まれた区域
イ 基点区第百八号の一から三百三十五度、百五十メートルの点
ロ 基点区第百十号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番大磯崎から海岸線南へ二百メートル

藻類養殖業

十月一日から五月三十一日まで

洲五丁目まで

- 3 漁場の位置 徳島市吉野川河口
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
　　基点区第百十九号 徳島市川内町旭野吉野川左岸○・○キロメートルキロ杭
　　基点区第百十九号から百七十二度、四百七十メートルキロ杭
　　基点区第百十九号から百二十度、千五百二十メートルキロ杭

- ハ 基点区第百二十号から百七度、千五百メートルキロ杭
二 基点区第百二十号から百七度、三百メートルの点
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 板野郡松茂町及び徳島市川内町
一 公示番号 区第六十九号
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市北沖洲地先
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ六直線によつて囲まれた区域
　　基点区第百二十号 徳島市北沖洲吉野川右岸○・○キロメートルキロ杭
　　基点区第百二十号から百七度、八百七十メートルの点

- ロ 基点区第百二十号から百七度、八百七十メートルの点
ハ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千二十メートルの点
ニ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千四百八十五メートルの点
ホ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千七十五メートルの点
ヘ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千二百五十五メートルの点
点に標示した標識

- 二 ハから基点区第百二十号見通し線上四百二十九メートルの点
ホ 基点区第百二十号から百三十九度五分、四百八十三メートルの点
ヘ 基点区第百二十号から百三十九度五分、百四十五メートルの点
制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 三 基点区第百二十五号の一 徳島市徳島小松島港津田外防波堤南端
イ 基点区第百二十五号の一から五十九度、四百十五メートルの点
ロ 基点区第百二十五号の一から四十一度、千メートルの点

- 四 地元地区 徳島市北沖洲一丁目から北沖洲四丁目まで及び南沖洲一丁目から南沖

- 一 公示番号 区第七十号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁場の位置	漁業の名称	漁業時期
徳島市地先	のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市吉野川右岸○・○キロメートルキロ杭
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ六直線によつて囲まれた区域
　　基点区第百二十号 徳島市北沖洲吉野川右岸○・○キロメートルキロ杭
　　基点区第百二十号から百七度、八百七十メートルの点
　　基点区第百二十号から百七度、千五百メートルの点

- ニ 基点区第百二十号から百四十二度三十分、千四百八十五メートルの点
ホ 基点区第百二十号から百五十一度、千百七十五メートルの点
ヘ 基点区第百二十号から百四十三度三十分、千七十五メートルの点
点に標示した標識

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町

- 一 公示番号 区第七十一号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市津田海岸町木工団地沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域
　　基点区第百二十五号の一 徳島市徳島小松島港津田外防波堤南端
　　基点区第百二十五号の一から五十九度、四百十五メートルの点

- イ 基点区第百二十五号の一から四十一度、千メートルの点
ロ 基点区第百二十五号の一から四十一度、千メートルの点

ハ 基点区第二百二十五号の一から四十九度、千百九十五メートルの点

二 基点区第二百二十五号の一から七十四度、五百四十五メートルの点
基点区第二百二十五号の二から七十四度、五百四十五メートルの点
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

三 制限又は条件

四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町

一 公示番号 区第七十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百二十一号の二 徳島市沖合通称於亀灯台

ロ 基点区第二百二十一号の二から三百八十七度、四百八十メートルの点
ハ 基点区第二百二十一号の二から三百二十度、二百六十メートルの点

ニ 基点区第二百二十一号の二から百九度、四百メートルの点
基点区第二百二十一号の二から二百十八度、五百七十メートルの点

三 制限又は条件
藻類養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町並びに小松島市小松島町、横須町、中田町、金磯町及び和田島町

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

ハ 基点区第二百二十一号の二 徳島市沖合通称於亀灯台

二 基点区第二百二十一号の二から二十三度、二百六十メートルの点
基点区第二百二十一号の三 德島市沖合通称間の瀬灯台

三 制限又は条件
基点区第二百二十一号の三から三百三十度、二百三十メートルの点
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町並びに小松島市小松島町、横須町、中田町、金磯町及び和田島町

一 公示番号 区第七十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百二十一号の三 徳島市沖合通称間の瀬灯台

ロ 基点区第二百二十一号の三から四十五度、三百八十メートルの点
ハ 基点区第二百二十一号の三から百三十度、四百九十メートルの点

ニ 基点区第二百二十一号の三から百五十三度、三百八十五メートルの点
養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町並びに小松島市小松島町、横須町、中田町、金磯町及び和田島町

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市大原町沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によつて
囲まれた区域

基点区第百二十九号 小松島市中田町字東山通称高曾根灯台
基点区第二十九号から三百四十九度三十分、六百八十メートルの点
基点区第一十九号から十一度、六百五十メートルの点
基点区第二十九号から十九度、五百二十メートルの点
基点区第二十九号から十九度、百五十五メートルの点
基点区第二十九号から三百二十二度、百八十五メートルの点
基点区第二十九号から三百二十二度、百八十五メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町
地元地区 小松島市和田島町地先

一 公示番号 区第七十六号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期
わかれ養殖業 漁業の名称 十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 小松島市横須町沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲ま
れた区域

基点区第二百三十二号の一 小松島市横須町旧大阪セメント埋立地東北端から防潮堤上

南西へ百メートルの点

イ 基点区第二百三十二号の一から五十四度、百八十メートルの点
ロ 基点区第二百三十二号の二から九十九度三十分、千百十メートルの点
ハ 基点区第二百三十二号の二から百七度、五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町
地元地区 小松島市和田島町地先

一 公示番号 区第七十七号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期
わかれ養殖業 漁業の名称 十月一日から五月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 小松島市和田島町地先
4 漁場の区域 次の基点区第二百三十六号の三、イ及びロの各点を順次に結んだ二直線
と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
基点区第二百三十六号の三 小松島市和田島町字西林堤防突端
イ 基点区第二百三十六号の四 小松島市和田島町字洲端突堤突端
ロ 基点区第二百三十六号の四から基点区第二百三十六号の三見通し線上百五
十メートルの点
基点区第二百三十六号の四から五十五度の直線と最大高潮時海岸線との
交点
基点区第二百三十六号の四から五十五度の直線と最大高潮時海岸線との
交点
小松島市和田島町

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市和田島町
地元地区 小松島市和田島町地先

一 公示番号 区第七十八号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期
藻類養殖業 漁業の名称 十月一日から五月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 小松島市和田島町地先

4 漁場の区域 次の基点区第二百三十七号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第二百四十一号の
二の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれ
た区域
基点区第二百三十七号 小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台
基点区第二百三十七号から四十七度三十分、五百二十五メートルの点
基点区第二百三十七号から七十七度、八百九十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町
地元地区 基点区第二百四十号 小松島市和田島町字東浜手に標示した標識

一 公示番号 区第七十九号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

小松島市和田島町

一 公示番号 区第八十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

4 漁場の位置 阿南市那賀川町江野島沖合

3 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百四十一号の二 小松島市和田島町字東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三石柱から護岸上南へ五十四メートルの点

イ 基点区第百四十一号の二から六十二度、二百メートルの点
ロ 基点区第百四十一号の二から六十二度、千二百メートルの点

ハ 基点区第百四十二号 阿南市那賀川町江野島今津漁港北防波堤基部

イ 基点区第百四十二号から六十二度、千六百メートルの点
ロ 基点区第百四十二号から六十二度、二百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦

イ

基点区第百四十三号から六十二度、二百メートルの点
基点区第百四十三号から六十二度、千七百メートルの点

ハ

基点区第百四十四号の一から六十二度、千四百五十メートルの点

三 制限又は条件

基点区第百四十四号の一から六十二度、千四百五十メートルの点

四 地元地区

阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦

一 公示番号 区第八十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

4 漁場の位置 阿南市那賀川町みどり台地先

3 漁場の区域 次の基点区第百四十四号の一、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

イ 基点区第百四十四号の一 阿南市那賀川町茹屋地先の護岸上に標示した標識

ロ 基点区第百四十五号 阿南市那賀川町みどり台中島港北防波堤基部

ハ 基点区第百四十五号から八度三十分、九百八十メートルの点

イ 基点区第百四十五号から北防波堤上四百五十メートルの点

ロ 基点区第百四十五号から北防波堤上四百五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び茹屋並びに住吉町及び領家町

一 公示番号 区第八十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市辰巳町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百四十三号 阿南市那賀川町色ヶ島今津漁港南防波堤基部

のり養殖業

十月一日から五月三十一日まで

漁業の名称

漁業時期

漁業の種類

第一種区画漁業

漁業の名称及び漁業時期

れた区域

基点区第百四十七号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

基点区第百四十七号から三百三十一度三十分、二百六十メートルの点

基点区第百四十七号から三百五十四度三十分、八百四十メートルの点

基点区第百四十七号から二十七度三十分、九百十メートルの点

基点区第百四十七号から六十二度、四百二十メートルの点

制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び苅屋並びに住吉町及び領家町

一 公示番号 区第八十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 阿南市辰巳町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第百四十七号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

ロ 基点区第百四十七号から六十二度、五百四十メートルの点

基点区第百四十八号 阿南市富岡港北導流堤基部から護岸上北へ五十メートルの点に

ハ 標示した標識

基点区第百四十八号から九十度三十分、千五十メートルの点

ニ 基点区第百四十八号から六十二度三十分、五百五十メートルの点

基点区第百四十八号から九十度三十分、五百五十メートルの点に

ハ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

4 地元地区 阿南市福村町、睺町及び向原町

藻類養殖業

十月一日から六月三十日まで

4 3 漁場の位置 阿南市睺町地先

次の基点区第百五十号の一、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百五十号の一 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端

イ 基点区第百五十号の三 阿南市睺町亀崎突端

基点区第百五十号の三から七十七度、三百七十メートルの点

基点区第百五十号の一から導流堤上西へ二百メートルの点から基点区

ハ 第百五十号の三見通し線上千百メートルの点

基点区第百五十号の一から導流堤上西へ四百メートルの点から二見通し線上千百メートルの点

基点区第百五十号の三見通し線上千百メートルの点から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市福村町、睺町及び向原町

一 公示番号 区第八十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市中林町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域

イ 基点区第百五十号の三 阿南市睺町亀崎突端

基点区第百五十号の三から阿南市睺町地先丸島南端見通し線上三百メートルの点

ハ 基点区第百五十号の三から阿南市睺町地先丸島南端見通し線上四百五十メートルの点

基点区第百五十号の三から阿南市睺町地先丸島南端見通し線上四百五十メートルの点

ニ 基点区第百五十号の三から百三十九度、四百二十メートルの点

基点区第百五十号の三から百三十九度、五百二十メートルの点

基点区第百五十号の三から百三十九度、五百二十メートルの点

基点区第百五十号の三から百三十九度、五百二十メートルの点

基点区第百五十号の三から百三十九度、五百二十メートルの点

漁業の名称 漁業時期

三 制限又は条件 基点区第百五十一号から百三十度、三百メートルの点
ト 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第八十九号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

3 漁場の位置 阿南市中林町沖合
4 漁場の区域 次の基点区第百五十一号の一、イ、ロ、ハ及び基点区第百五十一号の各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百五十一号 阿南市中林町通称唐人場角に標示した標識
イ 基点区第百五十一号から百三十度、百メートルの点
ロ 基点区第百五十一号から百三十度、百五十メートルの点

基点区第百五十一号の一 阿南市中林町中林漁港北防波堤基部

ハ 基点区第百五十一号の一から防波堤上二百五十メートルの点

イ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第九十号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
	十月一日から五月三十一日まで	

3 漁場の位置 阿南市中林町沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百四十九号の一 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂

イ 基点区第百四十九号の一から百八十度、九十メートルの点

口 ハ 基点区第百四十九号の一から九十度、九十メートルの点
二 基点区第百四十九号の一から百十七度、二百メートルの点
基点区第百四十九号の一から百五十三度、二百メートルの点
ト 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認
できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第九十一号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業

のり養殖業	漁業の名称	漁業時期
	九月十五日から十一月三十日まで	

3 漁場の位置 阿南市橋町榜傍示地先
4 漁場の区域 次の基点区第百六十三号、イ、ロ及び基点区第百六十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百六十三号 阿南市橋町榜傍示三番に標示した標識

イ 基点区第百六十三号から阿南市橋町青木通称長崎の鼻見通し線上百メートルの点

ロ 基点区第百六十四号 阿南市橋町榜傍示通称田の下に標示した標識

ハ 基点区第百六十四号から阿南市橋町幸田四〇番の八東南端見通し線上二百メートルの点

ニ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 区第九十二号
二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市橋町高島地先

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市橘町高島通称小屋が谷の鼻に標示した標識
基点区第百七十一号 阿南市橘町高島通称かまの鼻

基点区第百七十号の一 阿南市橘町高島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市橘町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置

阿南市橘町高島地先

四 地元地区

阿南市橘町

4.3 漁場の位置 阿南市椿町ウルメ島沖合

漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八直線によって囲まれた区域

基点区第百七十一号の四 阿南市椿町ウルメ島最高頂
基点区第百七十一号の四から三百二十九度三十分、三百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三十八度、六百メートルの点

基点区第百七十一号の四から二十六度、四百八十メートルの点

基点区第百七十一号の四から二十三度三十分、三百八十メートルの点

基点区第百七十一号の四から六度三十分、三百八十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

基点区第百七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点

二 公示番号 区第九十五号 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月十五日から十二月三十日まで

三 漁場の位置

阿南市椿町地先

四 地元地区

阿南市椿町

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市椿町高島通称小屋が谷の鼻に標示した標識
基点区第百七十一号 阿南市椿町高島通称かまの鼻

基点区第百七十号の一 阿南市椿町高島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置

阿南市福井町地先

四 地元地区

阿南市福井町

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市福井町浜田一六五番の二に標示した標識
基点区第百七十五号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識

基点区第百七十六号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市福井町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置

阿南市福井町地先

四 地元地区

阿南市福井町

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市福井町浜田一六五番の二に標示した標識
基点区第百七十五号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識

基点区第百七十六号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市福井町

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市福井町浜田一六五番の二に標示した標識
基点区第百七十五号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識

基点区第百七十六号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市福井町

一の各点を順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十号 阿南市福井町浜田一六五番の二に標示した標識
基点区第百七十五号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識

基点区第百七十六号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市福井町

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市橋町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 のり養殖業	漁業時期 九月十五日から十一月三十日まで
----------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市福井町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百七十六号、基点区第百七十七号及び基点区第百七十八号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百七十六号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識

基点区第百七十七号 阿南市福井町寒谷通称白ごろ小島北端

基点区第百七十八号 阿南市福井町赤崎二四六番通称赤崎の鼻に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市橋町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市椿町楠ヶ浦地先

4 漁場の区域 次の基点区第百八十五号及び基点区第百八十六号並びに基点区第百八十七号及び基点区第百八十八号の各点をそれぞれ結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百八十五号 阿南市椿町楠ヶ浦三〇番に標示した標識

基点区第百八十六号 阿南市椿町大江三七番に標示した標識

基点区第百八十七号 阿南市椿町大江三七番に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市椿町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百九十九号、イ、ロ及び基点区第二百号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百九十九号 阿南市椿町平松東側八六番通称平松空堤基部

基点区第二百号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

三 制限又は条件

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 のり養殖業	漁業時期 九月十五日から十一月三十日まで
----------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百九十九号、イ、ロ及び基点区第二百号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第二百号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

三 制限又は条件

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 のり養殖業	漁業時期 九月十五日から十一月三十日まで
----------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百九十九号、イ、ロ及び基点区第二百号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第二百号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

三 制限又は条件

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿町、椿町及び椿泊町

一 公示番号 区第九十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 のり養殖業	漁業時期 九月十五日から十一月三十日まで
----------------	-------------------------

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百九十九号、イ、ロ及び基点区第二百号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第二百号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

三 制限又は条件

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿町、椿町及び椿泊町

イ 基点区第百九十九号から基点区第百九十五号見通し線上三百二十メートルの点

ロ 基点区第二百号 阿南市椿町小島通称松尾西の鼻

通し線上三百メートルの点

基点区第二百号から阿南市椿泊町寺谷一番の一旧椿泊漁業協同組合見

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿泊町及び椿町

一 公示番号 区第二百号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業の時期
真珠母貝養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置 阿南市椿泊町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百八十九号、イ及び基点区第二百九十号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点区第二百八十九号 阿南市椿町那波江に標示した標識

基点区第二百四十九号 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂

イ 基点区第二百八十九号から基点区第二百四十九号の一見通し線上三百メートルの点

基点区第二百四十九号 阿南市椿町那波江に標示した標識

基点区第二百四十九号 阿南市椿町那波江に標示した標識

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿泊町及び椿町

漁業の名称	漁業の時期
真珠母貝養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第百九十三号、イ及び基点区第二百九十四号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識

基点区第二百九十三号 阿南市椿町瀬井二番に標示した標識

四 地元地区

阿南市椿泊町及び椿町

一 公示番号 区第二百二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

三 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の区域 次の基点区第二百九十七号、イ及び基点区第二百九十九号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点区第二百九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識

基点区第二百九十九号 阿南市椿町平松東側八六番通称平松突堤基部

イ 基点区第二百九十五号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

基点区第二百九十九号から基点区第二百九十五号見通し線上百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

阿南市椿泊町及び椿町

一 公示番号 区第二百三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業の時期
	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点区第二百三号 海部郡美波町西由岐笠野島北端
ロ 基点区第二百三号から二百六十八度三十分、四十五メートルの点
ハ 基点区第二百三号から二百二十九度三十分、百三十六メートルの点

三 制限又は条件
イ 基点区第二百三号から二百五十九度三十分、百五十六メートルの点
ロ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
ハ 基点区第二百三号から二百五十九度三十分、百五十六メートルの点

四 地元地区
イ 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

一 公示番号 区第百四号

二 免許の内容たるべき事項
イ 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点区第二百三号の一海部郡美波町田井の浜沖合
ロ 基点区第二百三号の一から二百八十九度、三百二十五メートルの点
ハ 基点区第二百三号の一から二百七十七度、五百メートルの点

三 制限又は条件
イ 基点区第二百三号の一から二百五十七度、五百メートルの点
ロ 基点区第二百三号の一から二百五十一度、三百五十メートルの点
ハ 養殖施設があることを標識を設置しなければならない。

四 地元地区
海部郡美波町木岐

一 公示番号 区第百五号
二 免許の内容たるべき事項
イ 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称
漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡木岐山座沖合
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点区第二百三号の二海部郡美波町木岐通称浜詰
ロ 基点区第二百三号の二から五十三度、九百メートルの点
ハ 基点区第二百三号の二から百四十九度、八百七十五メートルの点

三 制限又は条件
イ 基点区第二百三号の二から百四十九度、六百七十五メートルの点
ロ 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
ハ 基点区第二百三号の二から百四十九度、六百七十五メートルの点

四 地元地区
海部郡美波町木岐

一 公示番号 区第百六号
二 免許の内容たるべき事項
イ 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町恵比須浜地先
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点区第二百三号 海部郡美波町恵比須浜漁港西導流堤北端
ロ 基点区第二百三号から二十二度、二百二十八メートルの点
ハ 基点区第二百三号から二十二度、六十九メートルの点

三 制限又は条件
イ 基点区第二百三号から二十二度、二百二十八メートルの点
ロ 基点区第二百三号から二十二度、六十九メートルの点
ハ 基点区第二百三号から二十二度、六十九メートルの点

四 地元地区
海部郡美波町木岐

一 公示番号 区第百五号
二 免許の内容たるべき事項
イ 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称
漁業の種類 第一種区画漁業

び山河内

一 公示番号 区第百七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町恵比須浜沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第二百五号 海部郡美波町恵比須浜漁港西突堤先端

基点区第二百五号から二百二十二度三十七分、二百八十九メートルの点

ロ 基点区第二百五号から二百十度二十五分、二百六十四メートルの点

ハ 基点区第二百五号から二百四度十七分、四百六十三メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

基点区第二百十号から百五十七度三十分、三百二十五メートルの点

基点区第二百十号から百四十八度、八百メートルの点

基点区第二百十号から百七十八度、千メートルの点

基点区第二百四十号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点

基点区第二百四十号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点

海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

四 地元地区

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から四月三十日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川地先

4 漁場の区域 次の基点区第二百六号の一と基点区第二百六号の二を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点区第二百六号の一 海部郡海陽町浅川字粟浦口九四番の六に標示した標識

基点区第二百六号の二 海部郡海陽町浅川通称なげ石北端

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

基点区第二百十号から百五十七度三十分、三百二十五メートルの点

基点区第二百十号から百四十八度、八百メートルの点

基点区第二百十号から百七十八度、千メートルの点

基点区第二百四十号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点

基点区第二百四十号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点

基点区第二百四十号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点

一 公示番号 区第百八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡美波町山河内沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第二百十号 海部郡美波町山河内字明丸通称下明丸西鼻に標示した標識

基点区第二百十号から百五十七度三十分、三百二十五メートルの点

ロ 基点区第二百十号から百四十八度、八百メートルの点

ハ 基点区第二百十号から百七十八度、千メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 区第百十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第二百十号 海部郡海陽町浅川字明丸通称下明丸西鼻に標示した標識

基点区第二百十号から百五十七度三十分、三百二十五メートルの点

ロ 基点区第二百十号から百四十八度、八百メートルの点

ハ 基点区第二百十号から百七十八度、千メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

基点区第二百六号 海部郡海陽町浅川通称加島北防波堤突端

イ 基点区第二百六号から三百十八度、百五十メートルの点

ロ 漁場の区域 基点区第二百六号から二百四十六度、百メートルの点

ハ 基点区第二百六号から二百四十四度、二百八十九メートルの点

二 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 区第二百十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点区第二百六号の三 海部郡海陽町浅川港灯台

イ 基点区第二百六号の三から四十一度三十分、三百二十五メートルの点

ロ 基点区第二百六号の三から五十一度、五百二十メートルの点

ハ 基点区第二百六号の三から六十八度、四百九十九メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 区第二百十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第二百六号の四 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂

ロ 基点区第二百六号の四から百三十度、千三百五十メートルの点

ハ 基点区第二百六号の四から百五十度、千四百メートルの点

二 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 区第二百十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点区第二百六号の三 海部郡海陽町浅川港灯台

イ 基点区第二百六号の三から八十六度、六百九十メートルの点

ロ 基点区第二百六号の三から八十三度、九百三十メートルの点

ハ 基点区第二百六号の三から九十四度三十分、九百八十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 海部郡海陽町浅川

一 公示番号 区第二百十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁場の位置	海部郡海陽町那佐湾
4 漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ	基点区第二百七号 海部郡海陽町那佐港砂利積込桟橋東側の突端
ロ	基点区第二百七号から八十九度、四百六十五メートルの点
ハ	基点区第二百七号から七十二度、二百三十メートルの点
二	基点区第一百七号から六十七度、二百四十メートルの点
三 制限又は条件	養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
四 地元地区	海部郡海陽町那佐

公示番号	区第百十五号
二 免許の内容たるべき事項	
1 漁業の種類	第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	
漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

公示番号	区第百十六号
三 制限又は条件	基点区第二百七号から三百五十四度三十分、九十メートルの点
イ	基点区第二百七号から三百五十八度三十分、百三十メートルの点
ロ	基点区第二百七号から三百五十九度三十分、二百六十三メートルの点
ハ	基点区第二百七号から三百五十九度三十分、二百五十九メートルの点
二	基点区第二百七号から三百五十九度三十分、二百五十九メートルの点
四 地元地区	海部郡海陽町那佐

公示番号	区第百十七号
二 免許の内容たるべき事項	
1 漁業の種類	第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	
漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くるまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

公示番号	区第百十八号
三 制限又は条件	基点区第二百八号から四十度三十分、三百八十メートルの点
イ	基点区第二百八号から三度三十分、二百七十メートルの点
ロ	基点区第二百八号から二十四度、五十メートルの点
ハ	基点区第二百八号から三度三十分、二百七十メートルの点
二	基点区第二百八号から二十四度、五十メートルの点
四 地元地区	海部郡海陽町那佐

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

漁業の名称

漁業時期

地元地区

鳴門市北灘町

を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

3 漁場の位置

鳴門市北灘町折野沖合
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

4 漁場の区域

鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識

基点区第五号 基点区第五号から二百九十二度、八百メートルの点

基点区第五号から三百五十八度三十一分、千三百メートルの点

基点区第五号から四度二十分、五百メートルの点

当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

4 地元地区

鳴門市北灘町

1 公示番号

区第百二十二号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市北灘町宿毛谷沖合
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点区第六号の一 基点区第六号の二 基点区第六号の三 基点区第六号の四

鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠

基点区第六号の二 基点区第六号の三 基点区第六号の四

鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

基点区第十号 基点区第十号から二十六度五十八分、千二百四十四メートルの点

基点区第十号から二十六度四百五十メートルの点
当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくはない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

地元地区

鳴門市北灘町

3 漁場の位置

鳴門市北灘町大浦漁港防波堤基部
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

4 漁場の区域

鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部

1 公示番号

区第百二十三号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市北灘町大浦漁港防波堤基部
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

4 漁場の区域

鳴門市北灘町大浦漁港防波堤基部

1 公示番号

区第百二十四号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市北灘町栗田冲合
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の一の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

4 漁場の区域

鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識

1 公示番号

区第百二十一号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市北灘町栗田冲合
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の一の各点を順次に結ん

4 漁場の区域

鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識

1 公示番号

区第百二十二号

2 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

4 漁場の区域

鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

口から百八十度の直線と最大高潮時海岸線との交点

基点区第十六号から三十三度九分、三百六十五メートルの点

基点区第十六号から十八度五十分、三百四十九メートルの点

基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点

基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十九メートルの点

基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十九メートルの点

当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でな

くてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近

を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市北灘町

三 制限又は条件

当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でな

くてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近

を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

一 公示番号 区第百二十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

4 漁場の位置 阿南市椿町地先
漁場の区域 次の基点区第百九十七号、イ及び基点区第百九十九号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線との交点

4 漁場の位置 阿南市椿町高瀬七〇番
漁場の区域 結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

わかれ養殖業

十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

4 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

漁業の名称

漁業時期

漁業の名称

漁業時期

わかめ養殖業

十月二十五日から三月二十日まで

四 地元地区 鳴門市北灘町

3 漁場の位置

鳴門市北灘町宿毛谷沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠

基点区第六号の一から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点

ロ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千百七十七メートルの点

基点区第十号

鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

ハ 基点区第十号から九度五十八分、千二百四十四メートルの点

基点区第十号から二十六度、四百五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区

鳴門市北灘町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

一 公示番号 区第百三十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

基点区第十五号

鳴門市北灘町大浦沖合

ハ 漁場の位置

鳴門市北灘町大浦沖合

イ 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

ロ 基点区第十五号

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

3 漁場の位置

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第十五号

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

ロ 基点区第十五号

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

3 漁場の位置

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

イ 基点区第十五号

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

ロ 基点区第十五号

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

3 漁場の位置

鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水呑吐出口に標示した標識

4 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

漁業の名称 かき垂下式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
-------------------	-------------------------

ハ 基点区第十六号から十八度十五分、三百十九メートルの点
 ニ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
 三 基点区第十九号の一、鳴門市北灘町、瀬戸町界
 ハ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十九メートルの点
 ニ 基点区第十九号の一と基点区第七十二号の二を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
 四 地元地区 鳴門市北灘町

1 公示番号 区第百三十三号
 2 免許の内容たるべき事項
 3 漁業の種類 第一種区画漁業
 4 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
 5 漁場の区域 次の基点区第七十二号の一、イ及びロを順次に結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ロ 基点区第六十九号の四、鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識
 イ 基点区第七十二号の一、鳴門市鳴門町高島字山路長崎山通称鹿の首北岸に標示した標識
 ハ 基点区第七十二号の二から基点区第六十九号の四見通し線上四百六十メートルの点
 ロ イから二百九十度の直線と最大高潮時海岸線との交点
 6 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
 7 公示番号 区第百三十四号
 8 免許の内容たるべき事項
 9 漁業の種類 第一種区画漁業
 10 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 かき垂下式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
-------------------	-------------------------

1 公示番号 区第百三十五号
 2 免許の内容たるべき事項
 3 漁業の種類 第一種区画漁業
 4 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
 5 漁場の区域 次の基点区第七十二号の一と基点区第六十九号の五を結んだ直線との交点
 ロ 基点区第六十九号の五、鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識
 6 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
 7 公示番号 区第百三十六号
 8 免許の内容たるべき事項
 9 漁業の種類 第一種区画漁業
 10 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 かき垂下式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
-------------------	-------------------------

1 公示番号 区第百三十五号
 2 免許の内容たるべき事項
 3 漁業の種類 第一種区画漁業
 4 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
 5 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ三直線によって囲まれた区域
 ロ 基点区第百五号、鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊二五番通称大串の鼻に標示した標識
 イ 基点区第百五号、鳴門市撫養町大桑島字江岩浜五〇番水門中央から基点区第百五号見通し線上六十メートルの点
 ハ 基点区第百五号、鳴門市撫養町大桑島字江岩浜五〇番水門中央から基点区第百五号見通し線上百五十メートルの点
 6 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
 7 公示番号 区第百三十六号
 8 免許の内容たるべき事項
 9 漁業の種類 第一種区画漁業
 10 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置	鳴門市撫養町岡崎地先
4 漁場の区域	次のイ、ロ、ハ、基点区第百八号の二及びイを順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域
イ	基点区第百八号の二 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西岡崎桟橋北西端
ロ	基点区第百八号の二から三百十五度十分、百五十三メートルの点
ハ	基点区第百八号の二から二百三十度四十八分、二十メートルの点
三 制限又は条件	基点区第百八号の二から三百四度三十五分、百十三メートルの点 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
四 地元地区	鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊
一 公示番号	区第百三十七号
二 免許の内容たるべき事項	
1 漁業の種類	第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	
漁業の名称	かき垂下式養殖業
漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置	阿南市鰐町地先
4 漁場の区域	次の基点区第百五十号の一、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
イ	基点区第百五十号の一 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端
ロ	基点区第百五十号の三 阿南市鰐町亀崎突端
ハ	基点区第百五十号の三から七十七度、三百七十七メートルの点
三 制限又は条件	基点区第百五十号の一から導流堤上西へ二百メートルの点から基点区第百五十号の三見通し線上千百メートルの点
四 地元地区	阿南市鰐町
一 公示番号	区第百三十九号
二 免許の内容たるべき事項	
1 漁業の種類	第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	
漁業の名称	藻類養殖業
漁業時期	十月一日から四月三十日まで

二 本 ハ
ト チ

基点区第二百八号から七十九度、二百七十メートルの点

二からホを結んだ直線の延長線と最大高潮時海岸線との交点

基点区第二百八号から三百五十一度四十二分、二百四十九メートルの点

基点区第二百八号から三百三十六度五十三分、九十四メートルの点

基点区第二百八号から三百五十一度四十二分、二百四十九メートルの点

三 制限又は条件

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

一 公示番号 区第二百四十号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かきひび建て養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町那佐湾
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二百十一号 海部郡海陽町宍喰通称乳の基に標示した標識

基点区第二百十一号から三十三度四十六分、三百四十八メートルの点

基点区第二百十一号から二十二度二十一分、四百十三メートルの点

基点区第二百十一号から三十度五十五分、四百八十八メートルの点

基点区第二百十一号から四十一度二十四分、四百三十三メートルの点

三 存続期間

平成三十年六月一日から同月三十日まで

平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

二 申請期間

平成三十年六月一日から同月三十日まで

一 免許予定期間

平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 地元地区

四 地元地区

塩深、船津及び久尾

(以上各免許に共通する事項)

三 内水面関係

内水面関係

区画漁業

一 公示番号 内区第一号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町地先の旧吉野川
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町矢倉字浜手の三路傍祠
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町矢倉字浜手の三路傍祠
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町矢倉字浜手の三路傍祠
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町矢倉字浜手の三路傍祠
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで